

受けましょう!

高齢者インフルエンザ予防接種

問合せ 健康づくり課 電話 0558 76 8012



市内の高齢者インフルエンザ予防接種実施医療機関

医療機関(電話)	実施時間
あおきクリニック (0558 75 0303)	月・火・水・金 9:00 ~ 12:00、15:00 ~ 18:00 土 9:00 ~ 12:00
伊豆長岡小児クリニック (055 949 1321)	月~土 *電話で予約(前日までに)
伊豆保健医療センター (0558 76 0111)	月~土 7:30 ~ 11:00 月~木 13:00 ~ 16:00 *受診中の方は主治医にご相談ください
江間クリニック (055 947 1238)	月、火、金 *電話で予約(前日までに)
大仁医院西脇内科 (0558 76 3712)	月・火・水・金 9:00 ~ 11:30、15:00 ~ 18:00 木・土 9:00 ~ 11:30
大仁クリニック (0558 76 2556)	月~金 18:00 ~ 20:00 土 13:00 ~ 16:00 *電話で予約(当日可)
岸クリニック (055 949 7770)	月・火・水・金・土 9:00 ~ 12:00、 14:30 ~ 17:30 *10・1・2月のみ電話で予約
健院伊豆の国 (055 949 8880)	月・火・水・金 7:00 ~ 11:00、16:00 ~ 19:00 木 17:00 ~ 19:00 土 7:00 ~ 11:00
河野内科医院 (055 940 2355)	月・火・木・金 9:00 ~ 12:00、15:00 ~ 18:00 水 9:00 ~ 12:00 土 9:00 ~ 12:00 *電話で予約
古奈温泉クリニック (055 948 1038)	月・木・金 9:00 ~ 12:00、13:30 ~ 18:00 火 13:30 ~ 18:00 土 9:00 ~ 12:00
慈広会記念病院 (055 947 0511)	月~金 9:00 ~ 11:00、13:00 ~ 16:00
順天堂大学医学部附属静岡病院 (055 948 3111)	月~土(第2土曜日のみ休診) *予診票必要
杉本医院 (055 949 2222)	月~金 9:00 ~ 12:00、17:00 ~ 18:00 土 9:00 ~ 11:30
田京診療所 (0558 76 3201)	月~金 9:00 ~ 12:00、16:00 ~ 18:30 土 9:00 ~ 12:30
土屋医院 (0558 76 1149)	月・火・水・金 9:00 ~ 12:00、14:00 ~ 17:00 木・土 9:00 ~ 12:00
つちやクリニック (0558 77 1511)	月~金 8:30 ~ 11:30、15:00 ~ 18:00 土 8:30 ~ 11:30
ナガオカ中央クリニック (055 948 1151)	月~金 9:00 ~ 11:30、14:00 ~ 17:30 土 9:00 ~ 11:30、14:00 ~ 16:30 日 9:00 ~ 11:30
長岡リハビリテーション病院 (055 948 0555)	月 9:00 ~ 12:00 火~金 9:00 ~ 12:00、14:00 ~ 16:30
蘆山医院 (055 949 1036)	火~金 9:00 ~ 12:00、14:00 ~ 17:30 土 9:00 ~ 12:00
花の丘診療所 (055 949 6886)	月・火・水・金・土 7:00 ~ 10:30 *月・水・金の午後は予約が必要
村田内科クリニック (0558 76 8866)	月・火・木・金 9:00 ~ 11:30、14:00 ~ 17:00 土・日 9:00 ~ 11:30
矢田レディースクリニック (0558 76 4550)	月・火・水・金 9:00 ~ 12:00、15:30 ~ 18:00 木・土 9:00 ~ 12:00 *電話で予約(当日可)
ゆりのきクリニック (055 940 2855)	月~金 9:00 ~ 12:00、15:00 ~ 18:00 土 9:00 ~ 12:00

対象 六十五歳以上の人の予防接種です。流行前に接種をしましょう。

とき 十月一日(月)から平成二十年二月二十九日(金)まで
*できるだけインフルエンザが流行する前(十月~十二月末まで)に接種しましょう。

自己負担 千円 *接種時に医療機関に支払い
接種回数 一回

伊豆の国市に住民登録がある六十五歳以上の(接種時に六十五歳の誕生日を迎えている人)か、六十歳以上六十五歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器等の障害があり、医師が認めた人(*詳しくはかかりつけ医師にご相談ください)

予診票は医療機関にあるのでその場で記入ください。ただし、順天堂静岡病院には予診票が置いてありません。また、市内・伊豆市・函南町以外の県内の指定医療機関を希望する人は依頼状が必要です。市役所各庁舎市民サービス課が健康づくり課に予診票・依頼状を取りに来てください。

注意事項 予診票は医療機関にあるのでその場で記入ください。ただし、順天堂静岡病院には予診票が置いてありません。また、市内・伊豆市・函南町以外の県内の指定医療機関を希望する人は依頼状が必要です。市役所各庁舎市民サービス課が健康づくり課に予診票・依頼状を取りに来てください。

平成20年4月スタート



後期高齢者医療制度

こうきこうれいしゃ いりょうせいど

問合せ 国保年金課
電話 055 948 2905

	現在の制度 (老人保健医療制度)	来年度からの制度 (後期高齢者医療制度)
対象となる人	75歳(一定の障害のある人は65歳)以上の人 昭和7年10月1日~昭和8年3月1日生まれの人へ 75歳の誕生日(1日生まれの人は誕生月の前月)に老人保健で医療を受けるための届出書類を発送します。通知書に記載の期日までに届出をしてください。	現在、老人医療受給者証を持っている人と、来年3月31日までに75歳になる人および65歳以上で一定の障害があり申請をした人
対象となるとき	75歳の誕生月の翌月(1日生まれの人は、その月)から	75歳の誕生日から
保険証は	市で発行した老人医療受給者証と、国民健康保険・社会保険・共済組合などの保険者から発行されている保険証の2種類	静岡県後期高齢者医療広域連合から発行される1種類(来年3月に、市役所から新しい保険証を来年3月に郵送します)
保険料と負担方法	加入している医療保険に支払っている。(健康保険組合などの被扶養者は自己負担なし)	該当する人全員が負担。 年金から天引きまたは納付書で納める。
病院などで受診するとき	保険証と受給者証を提示し、原則自己負担1割(所得の多い人は3割)を払う。	保険証は1枚提示するだけ。(自己負担割合は、現在と同じ)

来年度から、七十五歳以上の高齢者(「後期高齢者」を対象に、独立した医療制度がはじまります。これまでの「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、老人保健制度で医療を受けている人は、平成二十年四月一日から後期高齢者医療制度で医療を受けることとなります。

新しい制度の運営は、県内全四十二市町で設立した「静岡県後期高齢者医療広域連合」が行い、各種届出などの窓口事務や保険料の徴収は市で行います。
現在の制度と来年度からの制度の違いは、左表のとおりです。

七十五歳以上の人の、新しく独立した医療制度がはじまります。

以上のほか、一カ月間の医療費支払いが自己負担限度額を超えた場合の高額療養費支給制度などは現在の老人保健医療制度と変わりません。
保険料の特別徴収(天引き)は、年額十八万円以上の年金を受けとっている人が対象で、その天引きは来年四月から始まります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の二分の一を超える人は、納付書で納める普通徴収となります。その納期は今後決定します。
保険料率などの詳しいことは、来年一月の広報紙でお知らせする予定です。

給付はこれまでの老人保健と変わりません。

